

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者の概要

名 称	リトルビーンズ株式会社
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 伊賀展子
本社所在地 (連絡先)	川口市弥平 3-10-1 TEL 048-253-0555
法人設立年月日	平成 18 年 7 月 27 日
法人が所有する 営業所の種類・数	認可外保育施設 1 企業主導型保育施設運営受託 1

2 事業所の概要

名 称	リトルビーンズ・イッポ
事業の種類	児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス
事業所番号	1150201802 号(令和 6 年 4 月 1 日指定)
所在地	川口市西青木 4-1-3 サンキョービル 3 階
連絡先	TEL 048-280-6802 FAX 048-280-6818 MAIL info@littlebeans.jp
利用定員	1 日 10 人
主たる対象者	知的障害・発達障害
営業日 ・ 営業時間	(1)営業日 月曜日から土曜日 (12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く) (2)営業時間 月～土:9:00～18:00 (3)サービス提供時間 児童発達支援 月曜日～金曜日:9:00～17:00 土曜日:9:30～16:30 放課後等デイサービス 平日(授業終了後):13:30～17:00 学校休業日 :9:30～16:30
事業所の通常の 事業実施地域	川口市 ・ 蕨市 (※その他の地域は相談に応じます)

事業の目的及び運営方針	利用者が日常生活能力向上における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活及び社会生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うことを目的とする。
第三者評価実施状況	実施していない
ガイドラインに基づく自己評価の実施	実施状況:年に1回以上実施(毎年度3月に実施します) 公表の方法:事業所のホームページに掲載します。 【URL: https://littlebeans.jp 】
事業所が行なう他のサービス	なし

3 事業所の職員体制について

(1)職員体制

(令和6年4月1日時点)

職 種	合計員数	備考
管 理 者	1名	保育士資格 職員の管理、児童発達支援 放課後等デイサービスの申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1名	介護福祉士資格 児童発達支援 放課後等デイサービス計画を作成し、少なくとも6カ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する利用者に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用者及び利用者の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児 童 指 導 員 又 は 保 育 士	2名以上	保育士資格 個別支援計画書に基づき利用者及び利用者家族に対し適切に指導等を行います。

※ 埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(2)勤務体制

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	9:00~18:00
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	9:00~18:00
児 童 指 導 員 又 は 保 育 士	常勤 9:00~18:00/非常勤 9:00~18:00 内でシフト制

4 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	1室	34.655㎡ 活動(制作活動・集団活動等)個別指導・学習指導等を行う。
相談室	1室	療育相談・保護者との面談等をする。
トイレ	1室	洋式便座 2 手洗い場 2
事務室	1室	職員用

※埼玉県条例で定める設備基準を遵守しています。

5 提供するサービスの内容

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者(以下「保護者」という)の同意をいただきます。計画は少なくとも6か月に1回以上見直し、必要に応じて変更を行います。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付します。

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用児童及び通所給付決定保護者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、パソコン操作等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
相談業務	健康、福祉、生活の相談等を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。

6 利用料金

(1)障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスを提供した際に受領する費用の額は、子ども家庭庁が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。(※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。)

※ 障害児通所給付費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、障害児通所給付費の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に障害児通所給付費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(2)利用者自己負担のサービスについて

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
おやつ代 ・ 昼食代	100円/回 550円/1食
事業所外活動に係る交通費等	実費相当額

(3)欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、月に4回を限度として欠席時対応加算を算定させていただきます。

7 支払い方法

上記利用料金の支払いは、サービスを利用した月の翌月 10 日までに請求しますので、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- ① 現金支払い
- ② 指定口座からの自動振替
- ③ 事業者指定口座への振り込み

8 利用者の記録及び情報の管理等

- ① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。
- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

9 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動・政治活動・営利活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようお願いします。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【主治医】

医療機関名称	
--------	--

主治医氏名	
所在地	
電話番号	
診療科	

【緊急連絡先】

氏名		続柄	
住所			
連絡先			

11 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用児童の病状の急変等に備えています。

医療機関名称	川口並木クリニック
医院長名	神谷文雄
所在地	埼玉県川口市並木3丁目34-17
電話番号	048-253-3994
診療科	内科・小児科・神経内科

12 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	川本由紀子
避難訓練	利用者も参加の上、年2回以上実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・消火器 ・避難袋 ・備蓄品(食料、飲料水等 1日分)

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者:川本由紀子
-------------	-----------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14 事故発生時の対応方法について

利用児童に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	賠償責任保険・生産物賠償責任保険
保障の概要	対人・対物てん補限度額 1億円/1名、1億円/1事故 対人てん補限度額1億円

15 相談・苦情窓口

(1)当事業所の相談・苦情窓口

担 当 者	【苦情受付担当者】管理者 川本由紀子 【苦情解決責任者】代表取締役 伊賀展子
連 絡 先	TEL 048-280-6802 FAX 048-280-6818 MAIL info@littlebeans.jp
受 付 時 間	事業所の営業時間と同じ
第 三 者 委 員	なし

(2)当事業所以外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

附	担 当 部 署	川口市役所 障害福祉課
	所 在 地	川口市青木 2-1-1
	連 絡 先	048-258-1110(代表)
	受 付 時 間	8:30~17:15(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く。)

附	担 当 部 署	蕨市役所 障害者支援課
	所 在 地	蕨市中央 5-14-15 号
	連 絡 先	048-432-3200(代表)
	受 付 時 間	8:30~17:15(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く。)

また、埼玉県運営適正化委員会においても苦情対応を行っています。

名 称	埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会
所 在 地	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階
連 絡 先	048-822-1243
受 付 時 間	月～金曜日 9時～16時

令和 年 月 日

障害児通所支援を提供するにあたり、利用者に対し本書面に基いて、重要な事項を説明しました。

事 業 者 川口市西青木4丁目1番3号
サンキョービル3階
リトルビーンズ・イッポ
管理者 川本 由紀子 印
OR
児童発達支援管理責任者 杉谷 美佳 印

私は本書面により、障害児通所支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

保護者

(住 所).....

(氏 名)..... 印

(続 柄).....

利用児童

(住 所).....

(氏 名).....

支援プログラム

事業所名（多機能）リトルビーンズ・イッポ

法人理念	「みんな違っていいのです！」
支援方針	<p>◎子どもと保護者のお話をしっかり聴いて受け止めます。</p> <p>◎その子に合ったオーダーメイドの支援計画を作成し、「楽しい」「うれしい」「できた」思える活動ができるよう支援します。</p> <p>◎安心して過ごせる場所を提供し、スタッフはいつも笑顔で待っています。</p>
営業時間	定休日：日曜日・祝日・年末年始　営業時間：9:00-18:00
	支援内容
健康・生活	a)健康状態の把握 b)健康の増進 c)リハビリテーションの実施 d)基本的な生活スキルの獲得 e)構造化等により生活環境を整える
運動・感覚	a)姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 b)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 c)保有する感覚の活用d)感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応
認知・行動	a)感覚や認知の活用 b)知覚から行動への認知過程の発達 c)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成d)数量、大小、色等の習得 e)認知の偏りへの対応 f)行動障害への予防及び対応
言語・コミュニケーション	a)言語の形成と活用 b)受診言語と表出言語の支援 c)人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 d)指差し、身振り、サイン等の活用 e)読み書き能力の向上の為の支援 f)コミュニケーション機器の活用 g)音声、文字等のコミュニケーション手段の活用
人間関係・社会性	a)アタッチメント（愛着行動）の形成 b)模倣行動の支援 c)感覚運動遊びから象徴遊びへの支援 d)一人遊びから協同遊びへの支援 e)自己の理解とコントロールの為の支援 f)集団への参加への支援
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整 ・子育て上の課題の聞き取りと必要な助言 ・子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援 ・定期的な支援会議や支援計画の調整 ・関係者、関係機関の連携による支援体制の構築 ・家族支援プログラム（個別の面談等）の実施等支援していく。
移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な移行先との調整　・家族への情報提供や移行先での環境調整 ・相談支援等による移行先への支援　・併行通園時の利用日数や時間等の調整 ・子どもの情報、保護者の移行等についての移行先への伝達　等支援していく。
地域支援・地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の子育て支援機関との連携 ・医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携 ・教育機関等との連携　・地域支援の体制の構築の為の会議へ出席 ・個別ケース検討の為の地域への積極的な広報活動　等支援していく。
職員の質向上の為の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修の伝達講習やその他療育に必要な研修会を定期的実施 ・年に一度の自己評価の実施（個人・事業所）公表等に取り組む
主な行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・御誕生会・遠足　・ハロウィン、クリスマス等の季節行事　・避難訓練　等

作成日 2024年 4月 1日